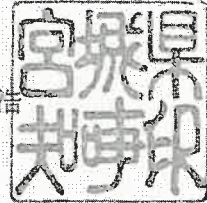


環 対 第 2 5 3 号  
平成 2 5 年 8 月 1 4 日

経済産業大臣 茂木敏充 殿  
(電力安全課 扱い)

宮城県知事 村井 嘉浩



(仮称)石巻風力発電事業に関する環境影響評価方法書に対する意見について (提出)

平成25年3月25日付で株式会社ユーラスエナジーホールディングス代表取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 辻  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## (仮称)石巻風力発電事業に関する環境影響評価方法書に対する意見

## 1 全般的事項

- (1) 事業実施区域は、硯上山万石浦県立自然公園にかかっており、周辺には集落等も存在していることから、事業計画の詳細化に当たっては、風車の配置のほか、送電線の設置やアクセス道の拡幅等も含め、環境の保全に最大限配慮すること。

なお、詳細化に当たっては、石巻市、地域住民、有識者及び必要に応じて事業者が設置する外部有識者委員会からの意見内容を十分に踏まえ、その検討経緯を準備書に記載すること。

- (2) 調査、予測及び評価の対象地点または手法等の選定に当たり、当該事業に係る事業特性、地域特性をどのように踏まえたかについて、準備書において具体的に記載するとともに、参考とした既存の調査報告書、予備調査等の結果についても併せて示すこと。

なお、予測に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

## 2 個別的事項

## (騒音)

- (1) 風車の稼働に伴う騒音については、地形や人為的構造物等による減衰に加え、地形によっては集音の可能性もあることも含めて予測を行うこと。

なお、予測に当たっては、集落毎の最寄りの民家を考慮する等適切に対象地点を設定するとともに、高さ方向も含めて選定の根拠を明確にすること。

- (2) 風車の稼働に係る騒音については、環境基準を下回る騒音レベルにおいて問題等が生じている事例もあることから、評価に当たっては、環境基準への整合のみにとらわれず、地域特性や最新の知見を十分に踏まえて適切な保全目標を設定すること。

## (水質)

水の濁りに関する調査に当たっては、土砂の流出に影響する気象条件等を踏まえ、出水時の状況についても把握すること。



#### (動物)

- (1) 動物類に関する調査に当たっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況を把握できるよう調査地点を選定すること。
- (2) コウモリ類の調査に当たっては、種名の把握に努めること。
- (3) 希少猛禽類の調査については、9月頃の行動圏が拡大することから、2日間ずつの調査を間隔を空けて実施するなど通常月よりも手厚く実施するとともに、調査地点、調査期間等についても、行動圏の広い猛禽類の特性を踏まえ、『猛禽類保護の進め方(改訂版)』に基づき、適切に設定すること。
- (4) 現在、事業区域外に移転している希少猛禽類については、過去に使用していた巣の現況や移転先での営巣状況、移転の理由等についても十分に調査し、過去の営巣地への再移動の可能性について適切に予測・評価するとともに、その結果を踏まえ、風車の配置も含め適切に対応すること。
- (5) 渡り鳥の調査については、ポイントセンサスではなく500mのラインを通過する鳥を早朝及び昼間にカウントすることとし、各月あたり3日間とされている調査期間については、3日連続とせず、間隔を空けて1日ずつ実施すること。  
なお、夜間調査に際しては、ウィンドプロファイラ等による既存の鳥エコー出現状況等を適宜参考にすること。

#### (植物)

植物相及び植生に係る調査については、各季節ごとに適切な期間を設定し、質の高い調査の実施に努めること。

#### (景観)

- (1) 対象事業予定区域は、硯上山万石浦県立自然公園にかかっており、石巻市中心市街地を含む広範囲において影響を受ける可能性があるため、予測に際しては精度の高い可視分析を実施するとともに、評価については、見え方の大小のみにとどまらず、スカイラインの分断や視線変化等も含め多角的に検討すること。
- (2) 景観に係る調査・予測の地点に市営石巻霊園を追加するとともに、調査・予測に当たっては、見え方が最大となる地点を含む複数の地点を設定すること。
- (3) 景観に係る予測・評価においては、配置計画の見直しも含めた環境保全措置を適切に検討し、検討の経緯を準備書に記載すること。  
なお、配置については、送電線の架設等に伴う景観改変も含めて検討すること。